

健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和3年12月13日（月）
午前10時01分～午後2時05分
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長	きりき 優	副委員長	板橋 茂
	委員	小林 憲一	委員	しのづか 元
	委員	あらたに 隆見	委員	しらた 満
	委員	山崎 ゆうじ		
	議長	藤原 マサノリ		

出席説明員	行政管理課長	小柳 一成	保健医療政策担当部長	伊藤 重夫
	健康福祉部長(兼)福祉事務所長	小野澤 史	生活福祉課長	松田 隆行
	福祉総務課長	松崎 亜来子	特命事項担当課長	森合 正人
	健康推進課長(兼)健康センター長	金森 和子	障害福祉課長	平松 渉
	保険年金課長	松下 恵二	健康まちづくり推進室長	原島 智子
	発達支援担当課長	田島 佐知子		

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	第85号議案 多摩市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
2	第95号議案 多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3	特定事件継続調査の申し出について	承認

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応及び母子健康手帳の名称追記について	健康推進課
2	健康センター駐車場の賃貸借事業者選定について	健康推進課
3	新型コロナウイルスワクチンの追加接種について	特命事項担当
4	新型コロナウイルスワクチン接種証明書のデジタル化について	特命事項担当
5	多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会準備会の進捗状況について	福祉総務課 健幸まちづくり推進室
6	多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	保険年金課
7	国民健康保険及び後期高齢者医療保険における新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免状況について	保険年金課
8	国民健康保険税率等の見直しの検討状況について	保険年金課
9	後期高齢者医療保険料の改定について	保険年金課
10	多摩市再犯防止推進計画の策定について	福祉総務課
11	『多摩市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』他進捗状況について	福祉総務課
12	令和3年度上半期（4～9月）の生活保護の相談・申請状況等について	生活福祉課
13	令和2年度 生活保護費返還金の状況について（報告）	生活福祉課
14	地域活動支援センター及び就労支援センター業務委託に係るプロポーザル方式による審査結果について	障害福祉課
15	多摩市ひまわり教室運営業務委託に係るプロポーザル方式による審査結果について	発達支援室

午前10時01分 開会

きりき委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第85号議案 多摩市総合福祉センターに係る指定管理者の指定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 本案については、令和4年4月からの多摩市総合福祉センターの管理運営について、指定管理者制度の継続に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、二幸産業・NSPグループを指定管理者に指定するため提案するものである。選定に当たっては、公募を行い、応募団体の申請書類及びプレゼンテーションの内容を多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会にて審査をしたところである。

詳細については、福祉総務課長よりご説明をさせていただく。

松崎福祉総務課長 改めて、多摩市総合福祉センター指定管理者の指定についてご審査のほどよろしく願います。こちらの手続の経過を簡単にご説明させていただく。

令和3年7月に公募を開始させていただいた。その結果、1団体の応募となった。

8月に入って、新しい多摩市立温水プール及び多摩市総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会において、応募団体の申請書類及びプレゼンテーションで審査をさせていただいている。

同選定委員会の審査結果報告書を8月にいただき、そちらをもとに指定管理者候補者選定審査会において、指定管理者予定候補者を8月31日で決定したところである。こちら10月に、多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問をさせていただいている。11月に入って、仮協定を締結させていただいた。こちら承認をいただいたら、今後の予定であるが、

指定管理者の指定の公表を12月に、まず公式ホームページや、施設内での掲示、また告示等で行う予定である。1月に本協定を締結する予定であり、2月に広報にて次期指定管理者の公表をしていきたいと考えている。手続の流れについては、簡単だが、このような状況で進めたいと考えているので、よろしく願います。

きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

板橋委員 板橋茂である。この総合福祉センターの指定管理運営問題であるが、総合福祉センターのありようについては9月議会で政策提案があったので、そこでいろいろとお話もお聞きしたところであるが、もともとは5年間の指定管理者というところだったが、コロナの関係で1年間特命でやっていただいて、そして今度改めて5年間という方向での提案が行われている。先ほども報告があったが、この指定管理者候補者選定委員会に委ねて、そちらで最終的な審査を行われたわけだが、この選定委員会の中で特にこの1団体になってしまったからということで改めて市側への提案などもされているが、まずはなぜ複数にできなかったのか。1団体では選定委員会もそこを審査せざるを得なかったというところもあると思うが、複数に至らなかった状況について、まず最初にお聞かせ願う。

松崎福祉総務課長 今回応募については、1団体の応募になったところである。複数にならなかったところであるが、それについては以前の常任委員会等でも複数での選考ということでご意見をいただいているところである。今回一番最初の説明会では、4社の方々にお越しいただいたところである。結果的に1団体の応募となり、応募されなかった事業所にアンケートを取らせていただいたところである。

そのアンケートの状況であるが、なぜ応募に至らなかったかというところでお答えいただいている内容として、まず1点目は、新型コロナウイルスの影響面で指定管理者の負担の見通しが難しかった、状況に応じて計画が大きく変わってしまう可能性があるというのがアンケートの中で回答として出てきているところである。

また、よくお話を聞いた中では、今回求められる業務内容が社の事業内

容と一致が難しかったというお答え、あとこちらの指定管理者制度は1団体ではなく提携して業務を請け負うことができるような仕組みになっているが、提携する相手を見つけるところまで至らなかったというようなご回答もいただいているところである。複数に至らなかったということは、コロナ禍というこの時代の影響、また各事業者の状況に応じてということではこちらは受け止めているところである。

板橋委員

9月議会でもこのことについては質疑したところであるが、選定委員会からの宿題という形に結局なってしまった。1団体になってしまって、結局は提案内容の比較優位性を検討することが困難だったという委員会の報告である。だから本委員会は市に対して以下の点について努力していただきたいという形で求めているわけであるが、応募団体に補足説明を求める、そして指定管理者に決定した後はモニタリングを求めるという形で、具体的に5つにわたって基本方針や管理、また事業サービス、コスト問題、総合評価問題という形で補足説明を求められているが、これについては実際どのように行われたのか、補足説明を求めてどのような回答がされているのかお聞かせ願う。

松崎福祉総務課長 委員がお話しされたとおり、こちら審査結果報告書として8月31日にいただいており、報告書では、提案内容の比較優位性を検討することが、応募団体が1団体であったために困難だったという報告をいただいている。また、本委員会からは市に対して、応募団体に補足説明を求めるとともに指定管理者に決定した後はモニタリングを求めるということでご意見をいただいているところである。

まず1点目、応募団体に補足説明を求めるところで、応募団体に補足説明を求めさせていただき、そちらの回答をいただいている。5点、委員会から質問を受けている。柱としては、基本方針、それから管理について、3つ目が事業サービスについて、4番目がコストについて、最後の5番目、総合評価ということではいただいているところである。

1つ目の基本方針については2点のご質問をいただいている。1点目が、ユニバーサルサービスの推進、個人情報の保護の推進というところが事業者がかつて実施した第三者評価機関の評価結果で低かったが、その理由に

ついて尋ねられているところである。そちらについて事業者より回答をいただいている。簡単にご説明させていただくが、ユニバーサルサービスの推進については、当初看板の掲示やその他サービスの拡充など、企画を検討されていたということだったが、予算の都合等で保留になっていたというようなお答えになっている。

ただ、その後改善策として、令和4年度以降段階的にサービスの拡充に努めていく。具体策としては、ホームページの全面リニューアルを実施してウェブアクセシビリティにより配慮した対応を検討しているということで回答をいただいている。個人情報の保護の推進というところでは、今回総合福祉センターは団体というところで2つの事業者が協力して提携して指定管理を請け負っていただいているところであるが、こちらについて個々の共同事業体でそれぞれの監視体制で臨んでいるところを、もう少し組織的な保護体制を築くことが求められたというような内容になっており、そちらについては多摩市個人情報保護条例に基づきこれまでも取り組んでいるところであるが、さらにしっかり策定していくということで回答をいただいている。

もう1点の質問であるが、地域連携が弱かったという自己分析を事業所がされており、こちらは地域連携ができていなかったということではなく、もっと地域連携ができたのではないかという視点で、さらに令和4年度以降は地域連携について耕す、そして育むという事業のコンセプトを持ってより一層取り組んでいきたいといった回答いただいているところである。

管理についてご指摘を受けているところでは、災害のマニュアル及び体制の整備更新はどうなっているのかというところであるが、こちらは今回の提案の資料に添付をしていなかったということであり、実際には夜間休館日地震発生マニュアル等を作成をしていただいております、こちらに基づいて運用しているという回答をいただいている。

また、労働関係法令の遵守の状況についてという質問を選定委員会から求められているが、そちらについては、これまでも関係法令を遵守しているところであるが、今後もしっかりと法令を遵守し、加えて多摩市所管課による実地調査等で点検をしっかり受けて取り組みを丁寧に進めていきたい

ということで回答いただいている。

また、令和3年改正個人情報保護法への改正については、引き続き法令に伴ったフローの見直し等を実施し、多摩市所管課と報告・連絡・相談を行って適正に進めていきたいということで回答をいただいている。

また、事業サービスのご質問では、施設利用の向上ということで選定委員会より報告を求められているところであるが、こちらは施設をまだ利用しない世帯へのアプローチ、リピーターに対してどうしていくのかという選定委員会からのご意見となっているが、まずは利用者にきちんと情報が伝わりやすくするためということで情報配信のサービス、ホームページ等のリニューアルを行い、見やすくわかりやすい広報活動の充実を図っていくということで報告を受けている。また、利用者のリピーターを獲得していく。あと子育て世帯のアプローチというのは、これまでの利用状況を分析し、その上で高齢者のフレイル対策やデジタルデバイド解消事業の取り組み、子育て世代への支援事業として親子リトミックやママ友サークル等新規の事業等を展開することで設備利用者へのアプローチとリピーター増加につなげたいということで報告を受けているところである。

4つ目、コスト面に関しては、事業計画書におけるコスト計算に厳密さが欠ける部分が見られるというご意見をいただいているところである。こちらに関しては、コストの計算については過去の実績に基づいた編成を行ったという回答をいただいている中で、人件費については適正な人事異動を行うことで事業予算以内に収めることが可能と事業者は考えており、事業計画書で示したコストを基本としながら、各年度に提出する事業計画書において公募時の指定管理料の上限額の範囲内であるべきコストの見直しをしっかりと行っていきたいということで回答をいただいている。

最後、総合評価のところ、重要業績評価指標（KPI）について過去の目標値とその達成状況を明確化するよう委員会よりご意見をいただいたところについては、過去公募した際には、これまでKPIという形での提案はしていなかったところであった。事業者は過去の振り返りをしていただいて、平成27年度の指定管理公募事業を振り返ったところ11の新たな取り組みを事業者として提案されたということである。その中で、目標

どおり達成できたものが8件、主なものとしては近隣住民の方に向けたバックステージツアーの事業を実施し、近隣小学校の社会科見学の受け入れなどの取り組みを行ったというご報告をいただいている。今回11件のうち3件が方針転換や未実施になったという報告も併せていただいている。このように事業者にきちんと振り返りをしていただいで、令和4年度以降また計画的に事業の取り組みを進めていただければということで、所管としては事業者と連携し、適時話をしながら進行管理の確認をしていきたいと思っている。

最後、モニタリングということで、選定委員会からも市としてしっかりモニタリングをせよというご意見をいただいている。現在既に市と指定管理者は毎月連絡会を開催しているところである。また、年に一度指定管理者に年度報告書や関係資料を提出いただいで資料の分析、ヒアリング等を行う実地調査を実施させていただいているところである。こういった場を活用して、この実地調査等で市でもしっかりモニタリングを実施していきたいと考えている。

板橋委員 実際選定委員会から、比較検討するのが難しかったからこそこういった具体的な提案がされているわけである。また、この提案内容を着実に実行し達成することと念押しのような形で提案されているだけに、これはやはり文章としてもしっかりとした補足説明でどのようなことになったのかを示す必要があるのではないかと思うが、その点についてはどうなっているのか。

松崎福祉総務課長 今の委員のご意見は、今後経過として記録に残していくということで受け止めさせていただく。モニタリングを実施する中で、今実施調査を活用してモニタリングを行おうと考えているので、実地調査の中にそういった記録を取れる様式を作成して文書として残していきたいと考えている。

あらたに委員 確認であるが、指定管理者に対して独自の収益を得ていいような内容については見直しをされている部分があるのか、総合福祉センターの運営に関わってはそういったものが全くないのか、そこら辺を確認させてもらえるか。

松崎福祉総務課長 指定管理者の自主事業ということでお話を受け止めさせていただく。

現在も市が求める内容だけではなく、指定管理者としての収益というところで独自事業を実際に実施していただいている。今後も同様にそちらの取り組みはぜひ進めていっていただきたいと私ども考えており、事業者に自主事業として展開できることの取り組みを進めてほしいということで話させていただいている。例えば令和4年度新たに、先ほどの子育て世代へのアプローチやリピーターの獲得というところでは、親子リトミックや高齢者の方に対する事業は自主事業で実施していただくことになるので、そちらは引き続き指定管理者に取り組みを進めていただきたいと考えている。

あらたに委員 自主事業が、結局その指定管理者が負担を負ってやらなければいけないような自主事業ばかりだとなかなか数も増えていかないという部分もあると思うが、ある程度そこは指定管理者の裁量に任せて収益を得ていただいてもよいということでやっていくと、サービスの面で拡充できる部分もあると思う。自ら新しいサービスを考えていくようなことも出てくると思うが、そういったことを柔軟に考えられるようにあらかじめ市がこういったものもよいということを出しておかないと、それは応募者が出てこないと思う。

だから、そういったことでせっかく立派な建物があるわけであるから、その中で福祉に携わりながらある程度その収益を得ていただいてもよいような事業も、例えば専門的な高いスキルを得るような講習会は有料でやってもらってその指定管理者が手数料をいただく、あれだけの大きなスペースの中で広告などももっとぼんぼんぼん打てるようなこと、あと、ホームページもあるが、そういったところもはっきり言ってしまうと指定管理者の中で広告を出しているようなもので、外から収益を得るような内容にはなっていないような感じであるから、もっと外から収益を得られるようなことも指定管理者に柔軟にやっていただかなければ、ほかに手を挙げてくれるところがないような気がする。そこら辺もう少し柔軟に考えていただきたいとお願いして終わる。

しらた委員 今回の指定管理者の選定の中で、防災の件であるが、今度総合福祉センターもこの方たちが担当というかそちらも請け負うことになるので、これから高齢化率が高くなっていく中で、自然災害がいつ起きるかわからないと

いうところでは、自衛消防隊の技術の向上や危機管理の意識の向上という提案があったのか、何もなかったのか、その辺はどのようにして今回選定委員会は行われたのか。

松崎福祉総務課長 今回指定管理者から防災に関わる新たな提案があったかということであるが、新たな提案はなかった。ただ、今回ご質問にあった災害時の対応については、これまでも事業者にしっかり取り組んでいただいている、マニュアルの作成を実際に実施していただいている。先ほど自衛消防という言葉もあったが、事業者には毎年自衛消防隊にも参加していただいている、事業者自ら防災意識を高めていくことに取り組まれている。

また、総合福祉センターについては、2団体の事業者でこちらの指定管理を請け負っているところである。それぞれの事業者の特性を生かして、特にNSPグループの事業者が温水プールを管理しているというところでは、水に関する知識が豊富で、そちらの知識を生かしながら社会福祉協議会、総合福祉センターの管理を主に担っている二幸産業と連携して事業を組み施設全体での防災意識を高めるということは、常日頃実施していただいているところである。

しらた委員 そういう訓練などもやはりチームワークだと思う。業者の方が協力し合ってジョイントでやっているのだから、その辺にもしっかりと取り組んでいただきたいことと、これから指定管理者の管理運営評価シートも出てくるかと思うが、その辺もしっかりと見ていただきながら進めていただけたらと思う。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

板橋委員 板橋である。第85号議案 多摩市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について可決の立場から討論する。

この間、総合福祉センターの指定管理者の指定期間については、温水プールとともに、新型コロナウイルスによる管理運営への影響、課題等を見定めるために、当初予定の5年間から特命で現指定管理者の二幸産業株式

会社に1年間と変更し、現在に至っている。特命の理由としては、指定期間が1年という短期であるために新たな事業者の参入が見込めないこと、管理運営に当たっては施設の管理運営状況を十分に理解している必要があること、現指定管理者はこれまで3期にわたり管理運営を行ってきており、施設を熟知していることに加え十分な実績を有しているということだった。

1年の指定管理期間の終了前に新たな指定管理者選定のための審査が行われたが、結果は1団体のみの審査となり、指定管理者候補者選定委員会において、二幸産業・NSPグループが選定された。候補者募集に際しての現地説明会では4社の参加があったものの、応募の申請は1団体のみだった。指定管理者制度導入は、専門事業者のノウハウを生かすことで市民サービスの維持向上や効率的な管理運営の実施、安全性の確保を期待したものである。

さらに、公募することで競争原理が働き、民間経営の発想やノウハウが生かされることが求められている。複数の応募がなかったことは、コロナ禍での見通しの不安などが応募をとどませたことも十分に考えられるが、公募に当たっての取り組みについては改めて検討が求められる。また、指定管理者候補者選定委員会からは、応募団体が1団体であったことから、提案内容の比較優位性を検討することは困難であったとして、市に対して、応募団体への補足説明を求めるとともに、指定管理者に決定した後のモニタリングが求められている。①基本方針、②管理、③事業サービス、④コスト、⑤総合評価の5項目にわたっているが、重要なこととして受け止めている。市も、要望には応えておられることとは思うが、補足説明の報告とともに、定期的なモニタリング報告を求め、本条例可決の討論とする。

きりき委員長　ほかに意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより第85号議案　多摩市総合福祉センターに係る指定管理者の指定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

きりき委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第95号議案 多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 ただいまの多摩市国民健康条例の一部を改正する条例の制定についてである。こちらは多摩市国民健康保険条例の第7条に規定する出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度加入医療機関等を利用した場合の掛金1万6,000円が同制度の見直しにより1万2,000円に引き下げられたこと、また、この総支給額42万円を維持するために掛金を除いた金額を4,000円増額するため条例の一部を改正するものである。

具体的には、担当課長である松下保険年金課長から説明をさせていただく。

松下保険年金課長 今回の条例改正の概要についてご説明をさせていただく。多摩市国民健康保険条例第7条に規定する出産育児一時金の支給については、被保険者が出産したときに当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し42万円を支給する旨を規定している。この規定における金額については、健康保険法施行令を引用し、同施行令第36条に規定する健康保険法第101条の政令で定める額40万4,000円に、産科医療補償制度に加入する医療機関などにおいて出産した場合に1万6,000円を加算した額となっている。

この加算については、産科医療補償制度に加入する医療機関などを利用した場合には、被保険者が当該医療機関に支払う出産費用に制度への掛金相当額を上乗せ徴収されるため、出産育児一時金は40万4,000円にさらにそちらを加算した金額としている。

令和3年8月4日付で健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直しされ、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられること及び国の社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、少子化対策として

の重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額については42万円を維持すべきといったところを踏まえて健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたところである。このことから、多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定し、出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に、産科医療補償制度加入医療機関等を利用した場合の掛金相当額1万6,000円を1万2,000円に改正し、支給総額42万円を維持するものである。

きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員 それでは、最初に多摩市内で出産ができる産科医療機関は幾つあるのか、それで差し支えなければその医療機関名を教えてくださいたいのと、その産科医療機関は全てこの産科医療補償制度に加入している医療機関なのかを伺いたい。

伊藤保健医療政策担当部長 ただいまのご質問であるが、出産を扱っているところは、クリニック1つと、あとは大学病院1か所の合計2か所になると思う。費用については松下保険年金課長から答弁させる。

松下保険年金課長 産科医療補償制度については、クリニックは加入していないが大学病院は加入しているという状況になっている。

小林委員 2か所あるということであるが、それらの産科医療機関において、こういう言葉が適切かどうかわからないがグレードの違いというものもあるかもしれないが、ごく平均的な出産では実質の費用負担はどのくらいになるのか。

伊藤保健医療政策担当部長 具体的な出産費用であるが、全国で見ると50万5,759円という形になっている。

小林委員 それで、今回産科医療補償制度に加入する医療機関への掛金というのが1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたが、その背景にあるのはどういうことなの。

松下保険年金課長 今回の産科医療補償制度の改定の経緯であるが、2018年7月に開催された運営委員会において、補償対象基準については、個別審査では約50%が補償対象外となっている、また同じような病態であっても補償対

象と補償対象外に分かれているところがあり、不公平感が生じている。医学的に不合理な点があり、周産期医療の現場の実態に即していないといった課題が指摘され、委員長より補償対象基準の見直しに関する要望書が厚生労働省に提出されている。

このことから、医療団体、患者団体、それから保険者等の関係者から成る産科医療補償制度の見直しに関する検討会が設置され、2020年12月に産科医療補償制度の見直しに関する報告書が取りまとめられ、厚生労働省に提出されている。2020年12月に開催された社会保障審議会医療保険部会において産科医療補償制度の見直しの議論が行われ、2022年1月以降に出生した子より補償対象基準については低酸素状況を要件としている個別審査を廃止して一般審査に統合し、在胎週数が28週以上であることが基準となり、また1分娩当たりの掛金については1万2,000円とすることが了承されたということになっている。

小林委員 そうすると、現場の医療機関からの要望というかもっと医療実態に即した掛金にしてほしいということでの改正だと思う。確認したいが、この出産をする方は、この改正によって支給総額42万円のうち、今言われたように産科医療補償制度に入っているところと入っていないところがあるが、入っているほうの大学病院だと医療機関に払う掛金が1万2,000円に引き下げられたことになるので、実質的には出産をする方にとっては自己負担分が4,000円減ると捉えてよろしいか。

松下保険年金課長 自己負担が減る形になる。

小林委員 もう1点確認したいが、その個人医療機関、出産ができるもう1か所のほうであるが、こちらは産科医療補償制度に加入していないとなると、出産をする方にとっては支給総額がその分減ると、要するに医療機関に掛金を払う必要がないので支給総額が減ることになるのか。

松下保険年金課長 掛金の上乗せ分を差し引いたものを出産育児一時金として支給する形になる。

あらたに委員 今回直接こちらの課で検討できる内容ではないが、この出産育児一時金制度そのものがたしか1994年に創設されて30万円からスタートし、2006年に35万円に上げられ、2009年の1月に38万円、同

10月に42万円ということで2009年の10月から今の42万円がずっと続いている。先ほどの全国の出産費用50万5,759円は2016年の国民健康保険中央会の調査結果だと思うが、実は東京都の平均が出ているが、東京都は62万1,814円である。もう既に20万負担しなければいけないのが東京都の実態である。今回国の制度が変わったからということで私たちに提案があったわけであるが、多摩市として、実際多摩市はこの出生率で見ると平成19年からずっと下がってきているわけであるが、平成23年をピークに亡くなる方が増えて生まれる方が減っていくということで、平成23年はまだ1,049人が生まれていたが令和元年は871人で、出生率が物すごく下がってきているわけである。

このことは正直に言ってしまうと、出産にかかる費用がどんどんどんどん上がっていくと出生率が下がっていくという傾向になっているわけである。少子化対策をここで本気で考えなければいけないときに、国が制度を変えたからこのように内容が変わると言ってポンと出してこられるのは、私は多摩市として少し考えが浅いと思っている。そういう意味で、この出産育児一時金に対して、現状今生まれる方は東京都の平均でいくと1人生まれると20万円個人が負担しなければいけないといったことに対して、市は今どのように考えているのかお聞かせいただけるか。

松下保険年金課長 今、委員が言われた出産育児一時金の金額については、国の社会保障審議会医療保険部会でも、今見直しが行われている状況である。そちらの議論の中では、出産費用が年々増加しているがどのような要因により増加しているのかが明らかになっていない、費用のばらつきが多いがどのような要因により差があるのか十分な分析が行われていない、また分娩の約4割を占める異常分娩の費用の分析を行っていないというような課題が指摘され、今後も引き続きそちらの金額の見直しについては議論されていくこととなっている。多摩市としては、そちらの議論を注視していきたいと考えている。

あらたに委員 ただ、現実問題今1人生まれたら、一つの家族が平均20万円負担しなければいけない。実際正直に言ってしまうが、多摩市は東京都の平均の中でも高いと言われている。周りは公立病院があつたりすることもあると思

うが、そこら辺で多摩市の事情も鑑みてこの出産育児一時金については、国が制度を変えるのを待っているのではなく、多摩市独自でそこら辺もう少し本当は考えてもらいたかった。これも保険年金課が決めることではないが、市全体で国の制度がこのように変わってきたときに、経営会議なり何なりでこういったことも提案していただいて、この機に少し見直しをしたらどうだとか、出産育児一時金という形ではなくても、例えば前回コロナの対応でやったような形でも構わないと思うが、そういったことを今後多摩市として、国の制度を待つのではなくどうするのだということをぜひ本当は提案していただきたかったなと思うが、そこら辺のお考えだけ聞いて終わりたいと思う。

伊藤保健医療政策担当部長 ただいまご指摘いただいたことは非常に重要な点だと認識している。先ほど担当課長の松下保険年金課長からも、庁内ではそういったことで連携しながらというお話をさせていただいているが、具体的には今年度に入って子育て・若者支援推進本部で少子化対策という形で、市長を交えた協議会の中でそういったことを含めながら議論を進めているところである。お話しいただいた出産育児一時金については、担当所管としてそうしたことがあることをお伝えしていなかったところもあるので、今後協議の中でしっかりお伝えをする中、検討していきたいと考えている。

あらたに委員 私たち公明党は今、国としては50万円を目指して上げてほしいということで動いているが、現実問題として多摩市で子どもを産むには50万円では全然足りないわけである。そういったことに地元自治体としてしっかり目を向けて、どういう対策していくのかを考えるよう要望して終わる。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第95号議案 多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとする

に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

きりき委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
日程第3、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。
本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。
この際暫時休憩する。

午前10時50分 休憩

(協 議 会)

きりき委員長 協議会に切り替える。
では、1番、健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応及び母子健康手帳の名称追記について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 協議会報告案件の1番目である。健康推進課から、健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応及び母子健康手帳の名称追記について、担当課長の金森からご説明をさせていただく。

金森健康推進課長 健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応及び、母子健康手帳の名称追記ということでご報告させていただきたいと思う。

4点あり、まず1点目である。多摩市独自のPCR検査について今年度の実績を報告させていただく。検査対象者はそちらに書いてあるとおり保健所の判断で濃厚接触者に特定されなかった方であるが、何らかの接触があり、施設等で感染症が発生したときに、市が必要性を判断して検査を希望する方に実施する。

それ以外にも、感染拡大を防ぐために必要と判断された場合に実施することになっているが、今年度11月26日現在、現在もそうであるが、施設へのPCR検査は8施設230件、あとワクチンの接種従事職員に362件実施させていただいている。合計で592件になっている。施設でのPCR検査は8月25日が最終となっている。

続いて自宅療養者対象の食料品・日用品・生理用品の支援についてであ

る。こちらは前回、第5波のときに感染症の患者さんが非常にふえて自宅療養者がふえた際、本来東京都の物資支援あったが、それが滞っている状況を把握し、3日分程度の物資を希望者宅へ届けるという事業を実施させていただいた。こちらの物資は食料品と併せて日用品・生理用品で、この日用品・生理用品は多摩市の特徴の一つとなっている。

また、対象者が、自宅療養者とその同居者、濃厚接触者も含めてお渡ししたというところも特徴の一つさせていただいた。配付数は、最終的には74世帯に食料品を156人分、日用品を66世帯、生理用品16袋で、10月1日にお渡ししたのが最後という形になっている。世帯構成を一応そちらにグラフで示させていただいている。单身の方もおられるが、親御さんがおられて、ご家族もおられるようなところにもお渡しした。

続いて3番目、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書についてである。こちらは令和3年7月26日より開始させていただいた。こちらについては、国際的な往来が開始される際にワクチン接種の証明を求められるところがあるので、国として正式なものを発行しているところになる。

対象は、この証明書については現に海外渡航の予定がある方のみとなっているが、11月24日現在、そちらに数字を上げているように747件の申請をいただいている。窓口に来られたのが531件、郵送が216件で、7割程度が窓口、郵送が大体3割となっている。12月10日現在でも797件で割合的には変わっていないので、ほぼ同様な傾向となっている。こちらについては、議題の4番でまたデジタル化について特命事項担当からご説明をさせていただきたいと思っている。

最後4点目、母子健康手帳の名称の追記である。これは来年度発行分より変更したいと考えている。前回の9月の議会でいろいろとご提案をいただき、議論をいただいたところであるが、母子健康手帳を発行させていただいているものの名称を追記をさせていただく。基本的には「母子健康手帳」と書かせていただいて、（親子健康手帳）という名称にさせていただきたいと思う。こちらについては、父親の育児参加を促すことや多様な家族形態で子育てをすることもあるので、そういったところで今回このような形で追記することにさせていただきたいと思う。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 一つは新型コロナウイルス感染症対応について伺いたいが、あまり考えたくないが今後第6波も予想される中で、やはり懸案になっているのは独自の保健所がない市で、保健所との連携が一番の懸案だと思うが、その際にこれまでの約2年近くの経験も生かして、どういうことが主な連携の中心点になっていくのかを伺えればと思う。

金森健康推進課長 今お話があったように、この新型コロナウイルス感染症については2類の感染症である。そのため東京都が中心になり、多摩市の場合は南多摩保健所が感染症に関する対応、調査、医療に関することを担っている。そこについては健康推進課と緊密に連携は取ってきているが、個人情報の壁もあったのでいただける情報も限られてきていた。

ただ、ここでいろいろと要望等を連携の中で話し合いもしてきた中で、自宅療養者に関しては東京都からどのような方が自宅療養されているかという情報をいただけるようになってきている。そういったところから、基本的には感染症の対応は南多摩保健所が実施されるが、南多摩保健所との連携のもとで、こちら側も例えば先ほどお話した自宅療養者の支援についてはプッシュ型で支援をさせていただいたり、あとは保健所との連携もさらに密にさせていただいたりして今後実施していきたいと思っている。

現在、第6波に向けて南多摩保健所、医師会、多摩市で会議を実施しており、来週もまた第6波に向けて実施を予定している。そういったところで、少しでも市民の皆様の命を守るために感染症に対応する対応策を今後検討していきたいと思っている。

小林委員 情報がきちんと得られないと必要な対策がなかなか打てないというところが一番の問題だと思うので、そこはぜひ引き続き東京都と協議をして、多摩市が構築したこの5者協議の仕組みも非常によかったと思うので、ぜひ今後とも充実させていってもらいたいと思う。

もう一つは、先日私、日本共産党の都議会議員と一緒に南多摩保健所を訪問していろいろ懇談させてもらったが、感染症対応の職員の方が驚くほど少ない。だから、保健所においても保健師等の感染症対応の職員の増員が求められているのではないかと思うので、それはぜひ東京都に市からも

要請していただきたいと思う。

もう1点、母子健康手帳についてであるが、（親子健康手帳）としたことは一歩前進だと思うが、それでも今の多様な家族形態からすると親子でもないというケースも結構あるのではないかと思うが、そうすると名称についてはもう一つ工夫が必要かと思う。それから、少し伺いたいが、乳児院等で育てられているお子さんもおられると思うが、そういう場合この母子健康手帳の仕組みはどのように活用されているのか。

金森健康推進課長 乳児院等に一時的に保護されているお子様の母子健康手帳の活用の仕方であるが、その際には母子健康手帳を一旦その施設等がお預かりになって、必要な予防接種や健診を中心に実施をしていくことになるかと把握している。

小林委員 保護者の方がおられないとなると、乳児院では母子健康手帳は使わないで対応しているということか。

金森健康推進課長 母子健康手帳は妊娠から出産に至るときに親御さんがお持ちになっていて、そこから保護された場合、その母子健康手帳については預けられた施設に一旦預ける形になるので、その母子健康手帳は施設が利用して使っていくような形になる。またご自宅に戻るときは親御さんにお戻りするような形になる。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では2番、健康センター駐車場の賃貸借事業者選定について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 続いて、健康センター駐車場の賃貸借事業者選定についてである。今回健康センター駐車場については、令和元年の10月より駐車場部分の土地を賃貸借契約にて有料で貸し付けているところであるが、それらについて令和3年3月に契約事業者より業務の撤退についてのご相談があったところである。その辺りの経緯を含めて、今後の対応について担当の金森健康推進課長からご説明をさせていただく。

金森健康推進課長 では、健康センター駐車場の賃貸借事業者選定についてご報告をさせ

ていただきたいと思う。健康センターの駐車場については、令和元年10月から駐車場の部分を賃貸借契約という形で有料で貸し付けることで有料化実施をしてきた。ただ、現在の契約業者から、こちらに書いてある駐車場の業務から撤退のご相談があった。営業的にはコロナウイルスの関係もあり思ったよりも伸びなかったところがあるようであるが、そこでいろいろと協議を重ね、改めて入札による業者選定にしたいので思うので報告させていただく。

1番には現在の駐車場の賃貸借契約の概要を書かせていただいている。入札は令和元年7月31日に8者参加され、首都高速道路サービス株式会社と契約を取らせていただいた。契約期間は令和元年9月22日から令和6年9月30日までの5年間という形で契約を結んでいた。契約形態は地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸し付けという形で賃貸借契約を結ばせていただき、令和元年10月1日より有料時間貸し駐車場として運営を開始している。

今後は、来年度令和4年4月1日から新たな賃貸借契約を結ぶことで予定している。契約期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、契約形態は同じく賃貸借契約、行政財産貸し付けの方式である。駐車料金についてはほぼ同額とする見込みであるが、ただ、現在近隣の駐車場も下がっていることから若干の見直しをし、今平日の最大料金を健康センターの利用者の方が利用できなくなるのは避けなければいけないという理由から高めに設定していたが、ここは少し引き下げる予定としている。あと、今は現金でしかお支払いできないが、キャッシュレスの決済ができるような契約を考えている。

今後のスケジュールとしては、この12月13日に健康福祉常任委員会の本協議会に報告させていただいた後、入札要綱告示を12月中旬以降にさせていただき、令和4年1月中旬に入札・開札、3月末日に運営終了で4月1日から新事業者の運営開始を予定している。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 減免規定はどう考えているのか。

金森健康推進課長 現在も減免の規定を設けている。健康センター、健康推進課の事業、

3階はコミュニティセンター、1階、2階、4階は障がい者の方が利用しているもので、現在の運用と同様で一応予定している。現在の運用も、3時間減免の対象者を、障がいをお持ちの方、乳幼児をお連れの方、妊婦の方とし、その他市がやむを得ないと判断する場合も一応入れている。無料措置は、医師等が健診等で来られたときには無料という形にさせていただいている。あと催物で、ここ2年ほどはコロナでできていないが、桜まつりやつむぎ館まつりの際にその駐車場を使っている催しをするが、そういったときには開放することを条件にさせていただいている。

小林委員

有料駐車場について、健康センターに併設されている関・一つむぎ館の利用者から幾つか要望を伺ったので、そのうち2つだけご紹介したいと思うが、一つは、有料化に移行する目的の一つとしては関・一つむぎ館の利用者にも駐車場が利用できるという利点、便宜を図るということがあったと思うが、最近土曜日、日曜日はいっぱい止められないということがあ

る。

これは関・一つむぎ館の利用者でいっぱいということではなく、ここは普通の有料駐車場でもあるので、別の目的で止めている方がかなりおられて、長時間止めるとリーズナブルになるという料金設定もあってそうなっているようであるが、やはり土日は関・一つむぎ館の利用者の方が一番多くて一番使いたいときなのであるが、一番使いたい方が使えないという実態があるので、これは何らかの改善策というか対応が必要なのではないかということが一つある。

もう一つ、あそこは普通の有料駐車場と同じように、駐車場が空いていれば空、いっぱいなら満と出る。ところが、あの中に身障者用のスペースがあり、そこが空いていても空と出る。だから、一旦入って探してみたら身障者用しかなくて止められなくて出てくると、何も使っていないのに料金を払わなくてはいけないことがあるのだそうである。そういうことは少し矛盾していると思うので、何らかの解決策が必要ではないか。次の事業者を選定する際には、それも含めて対応を図ることが必要ではないかと思うので、その点について伺う。

金森健康推進課長 まず1点目であるが、土日利用が多いというところになるが、土日は

近隣駐車場に比べて現在安く設定されている。そういったところもあって利用が多いと思っている。そもそも健康センターの駐車場は、本来健康センター、健康推進課の事業において利用できる駐車場であるという立っつけだったものを、ここで有料化して3階・4階の方にも使ってもらって、また市民の方にもご利用いただけるような民間の駐車場という形態にさせていただいたところがある。したがって、平日どうしてもいろいろな事業があるので、その分駐車料金を周辺よりは若干高めに設定して、その事業等に来られる方が利用できないようなことがないように料金設定している。

ただ、業者のほうにもある程度メリットがない分にはなかなか受けていただけないので、土日に関してはお任せして料金を設定いただいている。あくまでも民間の貸し駐車場という枠になるので、優先的に使ってもらくのはなかなか難しいかと思っている。また、コミュニティセンターの運営協議会、4階の「なちゅーる」などと協議をしながら今後の運営を考えていきたいと思っている。

2点目、空車・満車の表示であるが、あくまでも数で表示しているので、身障者用が空いていても空車という形にはなる。そういった場合にはそこに止めてご利用いただいてよいと考えている。すぐに出た際に金がかかることについては、今後新しい事業者になったときに検討していきたいと思う。あと身障者用をどうしても空けておかないといけないのかについては、もう一度確認させていただきたいと思う。空車・満車については、台数調整を今後検討していきたいと思う。

小林委員 ぜひ運営協議会の方とも話をさせていただいて、肝心の関・一つむぎ館の利用者が土日使えないのは問題だと思うので、そういうことが可能になるようにぜひしてほしいと思う。それから、公共施設だから、身障者用の駐車スペースは身障者が使えるようにしておかないとまずいかと思う。

あらたに委員 今回もともと5年契約だったところが5年を待たずして撤退されてしまうわけであるが、この事業者に対する違約金等は発生しないのかが1点と、また新たに5年間で契約するが、例えば市がエリアごと一括でまとめて駐車場管理をお願いするような形に方向転換したとして、5年以内にそれが

あり、市側からの申し出で途中で契約を打ち切った場合に違約金等発生するような契約になるのか教えてほしい。

金森健康推進課長 現在の契約の中でも、そういった料金の変更や運用については協議のもと検討することにしており、違約金は発生しない形の契約となっている。新たに契約を結ぶものについても、協議の上検討していくという同様の文言を現在のところは考えているので、違約金発生について特に細かく示す契約形態にする予定はない。

あらたに委員 ということは、今後駐車場の一括管理のような話を市が進めていく理由の中で、現在の契約が5年だからこの間はできないという返事はないということでのよいのか。

金森健康推進課長 契約については、もう一度確認をさせていただきたいと思う。協議の上いろいろと検討することしか現在お答えできないかと思うので、5年間全く動かせないものなのかどうかについては、後ほどお答えする形でもよろしいか。

あらたに委員 たしか多摩東公園の駐車場の有料化のときに議会として、単体で利益が取れるところだけ先にやってしまうと、後で小さいところが残って、そこは民間が手を挙げづらくなるので、エリアごとに一括で契約するような形を要望していたが、所管ごとにばらばらにボンと契約してしまって、何年契約であるとやって、その間はできないと言うと、こういう話が進んでいなくなってしまうと思う。

したがって、実際には5年間という契約であるが、途中でそういうことがあり得ることを念頭に入れて契約を結んでいただかないと、この先いろいろなことが全部つまずいてしまうと思う。そこら辺をどう考えているのかだけ伺う。

伊藤保健医療政策担当部長 今お話いただいた点については、改めて今回賃貸借事業者を選定するに当たって、市内でも十分その辺りのところを協議して考えていきたいと思っている。

しらた委員 この契約の件であるが、今あらたに委員が言われたことと重なると思うが、要するに5年でもうからないからやめたと、次ほかの人が公募してまたやめたと、そういうのがどんだんどんだん続いていってしまったらどうなの

かというのが1点と、今回あそこのゲートをたしか工事して直したと思うが、その時の工事費は全部どこが払っているのか。多摩市でやっているのか、向こうの業者がやっているのか、その辺はどのようになっているのかお聞きする。

金森健康推進課長 駐車場の有料化については、この有料化を行財政刷新計画で進めたときに、その当時は駐車場の有料化も、画一的に有料化するのではなく、各施設の種別と立地、管理上の課題など十分に検討した上で進めていくというのが方向性としてあった。そういったところで、多摩市健康センターについては賃貸借契約で実施をするという、ほかの駐車場とはまた違う形を取らせていただいている。契約上、そのときにある程度業者がご自身のところでの見積りを上げていただいて実施しているが、こればかりは貸し付けという形になるので、できればこちらとしては5年間しっかりと契約していただきたいということでお話はさせていただくが、今回どうしてもということがお話の中で業者から出てきたので、そういったときには業者と協議をさせていただきながら対応していくようになるかと思っている。

あとゲートの工事については、貸し付けの中で実施をしていただくことになっているので市の負担は全くない。逆に市でそういった委託をすると、市で全部そろえなければいけないが、ゲートや駐車場のライン引きといったところは全て貸し付け契約の中で実施していただいている。

しらた委員 そうすると、今度また業者が替わると、そのゲートのシステムの違い等も出てくる。その新しい業者が今ついているものに合わせてやるような感じではなく、新たにまた工事をするのか。あと役所の車が止まっている場所は金を払っているのか払っていないのか知らないが、そこら辺の契約は今後どうなるのか。あと役所の車を置いていく場合、短い時間であればよいと思うが、何かイベントをやったり、混んでもずっと置いておくとなると、ああいうところに二階建ての駐車場をつくる等、何か有効に使う方法を考えていたりはあるのか。

金森健康推進課長 先ほどのゲートのお話であるが、今回もし業者が変わって新たにしたら、その実施形態に合わせてゲートの設置もしていただくような形になる。あと公用車については、今の形態だと無料パスをいただいて、その

まま止めさせていただいている。そこについては特に駐車料金を払うのではなく、それも契約の中で現在5台分の公用車を止めさせていただくことにしているので、その辺りはできるだけ業務もスリム化し、事業者に貸し付けをさせていただいた後は、事業者が実施しやすい方向で組ませていただいている。

先ほど最後にお話のあった二階建てにする云々に関しては、健康センター本体にも関わることであるので、そこについてはいきなり二階建てというお話を了承するわけではなく、現在は30台になるが、そこを貸し付けるような形での契約を結ばせていただくことになる。

しらた委員 全体を貸すということは、多摩市に家賃が少し入るということである。その家賃は今まで幾らもらっているのかをお話できるのか。今度その家賃がある程度低かったり高かったり、その契約のときにいろいろ変わるのか。

金森健康推進課長 今お話があったように賃貸借であるので、全くその土地を全てお貸ししている。そこに支払いが発生して、こちらに入金されるという形になっている。そのときについては、月額68万4,000円という金額で落札された。それが歳入として入ってきている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、3番、新型コロナウイルスワクチンの追加接種について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 続いて新型コロナウイルスワクチンの追加接種について、具体的には3回目となるが、担当課長の森合から説明をさせていただく。

森合特命事項担当課長 それでは、配付させていただいている資料に基づいて説明をさせていただければと思う。日にちに誤りがあり、直近で新しいデータをアップさせていただいているのでご了承いただければと思う。

それでは、追加接種についてという中で、具体的には2ページ目のところから説明をさせていただければと思う。まず追加接種の開始日であるが、これは2回接種後6か月8か月といろいろ議論させていただいている中で、

最終的に現時点で国の規則的には8か月に落ち着いているところである。

ただ、昨今のいろいろな発言等々含めて前倒しという状況も少し出てきているので、最終的には国が示す前倒しのそういった基準を確認しないとイケないが、出たら速やかにできるように今のところ調整をさせていただいている。接種券の発送日については、追加接種の対象になる大体3週間から2週間程度前に発送させていただきたいということで、2月なのか1月下旬なのかというところはあるが、接種券の発送日については年明けの1月上旬を予定させていただきながら印刷業者と今現在調整を進めているところである。使用ワクチンの供給量については、別途参照ということで3ページの下段の表にワクチンの供給量についての資料をまとめさせていただいているので、そちらを参照していただきながらとなる。

ワクチンについては、2月・3月の追加接種分として、国から東京都経由で多摩市についてはP F 3 r d、これはファイザー、それからTM（武田／モデルナ）3 r dということで追加接種用のワクチンがそれぞれ具体的に供給量が決定されているところである。ファイザーの追加接種用については、2月分として1万8,720回分、3月分としては1万1,700回分、今までの接種の余剰分が約4,500回分、合わせて都合3万4200回分を追加接種用として市としては保管しているところである。新たに武田／モデルナの追加接種用に2月・3月分として一括で入ってくる予定であるので、2万5,350回となっている。

この3万回分と約2万5,000回分合わせて5万5,000回分を2月・3月の追加接種の対象者に使用していくという中で、対象者としては、今回予約の方法を工夫させていただくということで70歳以上と69歳以下に分けさせていただいているが、それぞれ70歳以上の方については約3万人、69歳以下の方については1万5,500人、合わせて4万5,000人いるので、ワクチンとしては十分に充足するような量が入ってくることになっている。

ここでまた2ページに戻っていただいて、使用ワクチンについては、追加接種用として多摩市のほうに入ってくるモデルナ、ファイザーのそれぞれの配分がほぼ1対1となっているので、このモデルナとファイザーを平

等に各年代に配分していこうかと考えている。自治体によっては運用がかなり分かれていて、ある自治体によっては高齢者にファイザーを全部使用させていただく、あるいは真逆になってしまうが、ある自治体においてはモデルナを高齢者のほうに使うということ、いろいろ様々自治体によって考え方が違ってくるところがあるが、多摩市については、平等に入ってくる比率で各年代に割り振っていこうかと考えている。

それから、コールセンターの拡充ということで、今かなり問い合わせも少なくなってきた中で、当初の20回線から5回線に今現在減らさせていただいている。それでもかなり問い合わせ等が減っているような状況である。追加接種用に向けて、一応年明けの1月12日水曜日から、現在の5回線から18回線にふやしていこうかと考えている。

それから、新たな取り組みとしてサポートデスクを今後設置していきたいと考えている。サポートデスクについては、この後またご説明をさせていただくが、1月13日から本庁舎のロビー、正面玄関入ってきて右側のテレビやソファがあるあたり、あの辺に2人体制で来庁された方のご案内あるいは予約等を直接サポートできるようなサポートデスクを設置しようということで今準備を進めさせていただいている。それから、Webの予約システムについて3回目の予約管理という改修があるので、そのリリースが年明けの1月11日火曜日となってきている。

それから、個別接種についてもできる限り早期に開始できるようにということで、医師会と今後いろいろ要調整になるが、なるべく集団接種と同じようなタイミングで個別接種も始められるように調整を今現在行っているところである。

それから、高齢者施設の入所者への追加接種である。初回接種については、早い施設で今年の5月中・下旬に完了していることから、各施設の嘱託医との調整もあるが、そういった中でワクチンを提供させていただいて、年明けの1月中・下旬から追加接種ができるように今各施設と調整を行っているところである。その際にもワクチンの供給比率については、モデルナ、ファイザーを当分1対1で配分させていただければと考えている。

あと、この方たちには事前予約の必要がないので、接種券を送る際には

入所者については予約を取らないような形でデータと突合しながらといった対応をさせていただければと思っている。

追加接種の体制について、4ページ目、初回接種の反省も含めながらいろいろ工夫をしていかないといけないという中で、大きく4点ほど報告をさせていただければと思う。まず接種券の発送方法で、これまで議会でも報告させていただいたとおり、基本的には一斉送付ではなく、2週間ごとに追加接種の対象者を抽出させていただきながら順次送付することでコールセンター等への問い合わせの負荷の軽減を図っていきたいと考えている。

予約方法についても、70歳以上の方については、事前に接種日時及び接種会場を指定させていただいて、予約ができないといった不安の解消を図っていきたいと考えている。69歳以下の方については、これまで同様にウェブ、コールセンター、AIといったものを活用させていただきながら事前に予約をしていただくことになっている。

サポートデスクの設置である。市役所のロビーで、体制としては2人、時間については9時から17時で、土日祝日は除く。ただ開庁日があるので、市民課の開庁日と合わせてできるだけ設置できるよう今事業者と調整している。対応内容については、来庁者対応、実際の予約のサポート。基本的にはコールセンターと同じように、電話なのか対面なのかという違いはあるが、一応内容としては同じような対応をさせていただければと思っている。設置期間は1月中旬から3月を予定させていただいている。

ワクチン接種者の移動支援である。集団接種会場に来られた方を対象に、接種後1人に対し1枚のタクシーチケットを希望者の方に配布。タクシーチケット補助額については1枚1,000円となっている。有効期限については接種日のみ。当日の日付をタクシーチケットに入れさせていただくので、接種日当日のみの使用という制限がかかってくる。使用可能な交通事業者は、主に市内に流入していただいている交通事業者が6社あるが、一応全社、個人の事業者も含めて6社を対象ということで予定させていただいている。

集団接種会場である。市内3か所で、聖蹟桜ヶ丘接種会場については、京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンターさくらゲートである。健康センター、

川崎街道を挟んで真向かいのさくらゲートの3階を予定させていただいている。1日の接種キャパシティーとしては420人程度を想定させていただいている。実施時間については、高齢者ということもあり当初午前・午後でやっていたので、基本的には同じような形で午前・午後、1日7時間程度を想定させていただいている。実施頻度としては、週5日間程度を想定している。

永山接種会場については、JTBフォレスト4階のホールがあるので、そこを活用させていただく。1日の接種キャパシティーについては350人。接種時間、実施頻度については、聖蹟桜ヶ丘接種会場と同じような頻度、時間を想定させていただいている。

多摩センター接種会場については、多摩センターペペリビルの5階のワンフロアを借りて、そこを接種会場として考えている。1日の接種キャパシティーは840人を想定させていただいている。接種時間、実施頻度については、多摩センターについては1週間に3日程度である。当初、多摩センターのリンクフォレストについては土日祝日というところもあったので、多摩センターについては当初1週間に3日間程度を想定させていただいて現在準備しているところである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 2回目まではほとんどの方がファイザーだったと思うが、3回目はファイザーの方もいればモデルナの方もいるということになるが、これはファイザーとモデルナと違うことになっても効果は変わらないという科学的な根拠は何かあるのか。それから、聖蹟桜ヶ丘駅の接種会場がさくらゲートになっているわけであるが、おそらく駐車スペースもないと思うが、そこにしたのはどういう理由なのか。

森合特命事項担当課長 まず追加接種に使用するワクチンについて今回厚生労働省から示されているのは、あくまでもメッセンジャーRNAワクチンを追加接種として1回接種するという中で、使うものとしてはファイザーあるいはモデルナとなるが、その効果についてもいろいろ厚生労働省のホームページ等では出ているので、そういったところでご案内をさせていただく、あるいは国も積極的にそういったいわゆる交差接種と言われるものに特段効果が

あることも含めてしっかりPRしていただきたいと思っているが、市として何か積極的にということについては検討というところになっている。

それから、さくらゲートの選定理由については、聖蹟桜ヶ丘接種会場については初回に関戸公民館を使わせていただいていたが、今改修工事中で引き続き関戸公民館というのは難しい中で、民間施設をいろいろ探していたが、ある一定程度の広さを確保できる施設がなかなかなかったので、今回京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンターの協力をいただきながら、あそこのさくらゲートになったところである。それから、駐車スペースについては、一応さくらゲート1階に有料とはなるが駐車スペースも一定程度あるので、仮に車等々で送迎をされる方については、そういったところを使っただけでいただくことになる。

ただ、今回の追加接種についてはそういったところもあるので、公共交通機関で来ていただいてお帰りの際に移動の負担がないようにタクシーチケットの配布を予定させていただいているところである。

あらたに委員 2点あるが、まず1点は、69歳以下の人たちは従来どおり予約をしなければいけないのだが、接種券が届くのが大体2週間に1回ずつという認識でよいのか、予約枠の開放については同じように2週間単位でやっているのか、開放は1か月先までやっているのか、予約枠の開放についてどのように考えているのかをまず教えてほしい。

森合特命事項担当課長 69歳以下の方については、接種券を先ほど説明させていただいたとおり2週間ごとに郵送させていただくが、基本的には接種券が届き次第ウェブ予約あるいはAI、あるいはコールセンターでということを考えている。その予約あるいは変更等々含めていつまでの期間というか、どのくらい先までできるのかについては、今検討をさせていただいているところである。ただ、ある程度ワクチンの供給量もあるので、そういったところも見ながら、どのくらい先まで予約ができるかどうかについては今検討しているところである。

あらたに委員 前回実は田村先生のところが多摩センターで、個別接種という形なのだが集団接種に近いぐらい枠を広げてずっとやっていただいた。今回ほぼ同じような場所に集団接種会場を設置するわけであるが、そうすると、前回

のようないわゆる個別接種枠では、田村先生のところのような大きな枠はなくなるという考え方になるのか。

森合特命事項担当課長 個別接種については、特に個別の医療クリニックと個々にやっているのではなく、あくまでも医師会を通して調整させていただいているので、それぞれ会員の医療施設の規模、スタッフの数によっても違いはあると思う。そういった個別接種に手を挙げていただく会員の状況に応じてまた規模が変わってくるかと思っている。

あらたに委員 場合によっては、前回同様田村先生が手を挙げていただいたら、変な話、隣のビルでやっているような形が起り得るということか。

森合特命事項担当課長 可能性としては十分あるかと考えている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

4番、新型コロナウイルスワクチン接種証明書のデジタル化について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 続いて、新型コロナウイルスワクチン接種証明書のデジタル化について、森合特命事項担当課長からご説明をさせていただく。

森合特命事項担当課長 それでは、新型コロナウイルスワクチン接種証明書のデジタル化についてご説明させていただければと思う。資料に基づいて説明をさせていただきます。

2ページ目からである。接種証明書の概要、今回電子版という形になるので、これはあくまで日本政府・国が公式的に提供する新型コロナワクチン接種証明書を取得できるアプリとなっている。できることの中で日本国内用と海外用の新型コロナワクチン接種証明書を取得することがこのアプリ上でできることになる。取得した接種証明書は、アプリを起動すればいつでも表示できるようになる。ほかのスマートフォンで読み取ると、接種した内容、日時、場所、どういったワクチンなのかという内容が確認できるような二次元コードもついてくるところになる。

開発の状況である。9月に事業者、自治体の方等々への意見公募を行いながら、10月にご意見を踏まえて検討結果を公表しているところである。

政府・国としてというところである。いつリリースするのかというところであるが、12月中旬頃のリリースを目指して開発を進めているところである。ただ、ここで報道等含めて、12月の20日、このワクチン接種証明のアプリのリリースが発表されているので、12月20日にこういったものが使えるようになるかと考えている。アプリの正式名称、アイコンデザインなどは現在検討中だということである。

デジタル化に伴う接種証明書に係る制度改正の概要で、現行とどう変わっていくのかであるが、これは左側が現行制度で、現在は健康センターで海外渡航用の紙の証明書を発行させていただいているところである。申請方法については、3パターンある中で、1つ目は、直接窓口に来られる、あるいは郵送等々で申請していただく。3つ目は電子申請、ぴったりサービスとここに書いているが、これはマイナポータルを使った申請方式になっていて、多摩市は対応していない。

こういったものがデジタル化によってどう変わっていくのかであるが、まず発行対象で、現行の海外渡航用に加えて日本国内用、日本国内でも使えるような証明書になっていくと。それから申請方法については、今までの窓口、郵送に加えて電子申請、先ほど説明したアプリ上から申請することができるように変わっていく。現行は窓口で紙の海外渡航用の接種証明書を発行しているが、今後については、現在と同じ紙の証明書に新しい二次元コードが入っているものと、あとはスマホ上、電子上で確認できるものに変わっていく。この電子上のものについては、基本的には自分のほうでスマホのほう、アプリのほうから申請することができるようなイメージである。

続いて4ページで、左側が多分iPhone、右がアンドロイドということで、ここに、接種証明書のアプリをダウンロードしていただいてそこから自動交付の申請をしていただくことになる。

自動交付あるいは電子証明を申請するに当たって必要なものとしてマイナンバーカード、それからマイナンバーカードを作成した際にご自身で設定した4けたの暗証番号、それから海外で使う方については、パスポート、旅券番号、そういったものが必要になってくるということになっている。

これが電子上の画面でのイメージとなっている。5 ページである。左側がトップ画面、アプリをタップして内容が出てきて、青が国内用、赤が多分海外用になっている。真ん中が国内用について接種内容が表示されるようなイメージ。海外用については、二次元コードを読み取ることによって接種した内容が表示されるようなつくりになっている。

6 ページ目、アプリで接種証明を自動交付ということで、基本的にはアプリ上自動で電子証明を申請していただくところについては、基本的には各自スマホ上からしていただくと、市町村を通さずに各自でしていただくような形になっている。ただ、条件としては、マイナンバーカードが必要である。ただ自動交付ができない人という方については、現在海外渡航用と同様に郵送窓口で請求・交付を行っているので、そういったところと同じような形で申請交付をしていくような形になり、自動交付できない人の主な例というところで、マイナンバーカードを持っていない方、あるいはスマホを持たない方、旧姓、別姓、別名の併記がある方。あとはDV被害者等々の方、要配慮者となっている。

それから接種記録がVRSに未登録の方というところで、基本的にはこのアプリについてはVRSと連動してというところになるので、そもそもVRSに接種記録が入ってない方については使えないようになっている。

7 ページ、これが紙の場合のイメージで、左側が国内用、右側の赤が海外用ということで、海外用については二次元コード2種類で、海外用の規格に合った二次元コードも表示されてくるようなところである。

今後のスケジュールについては、先ほどご説明させていただいたとおり正式には12月20日と報道発表されているので、12月の20日からダウンロードしてマイナンバーをお持ちの方については自動交付の申請ができるようになってくる。

9 ページ目については、市としての対応であるが、現在の海外渡航用のワクチン接種証明書については健康センターで対応させていただいているので、今回の国内用についても、どうしても紙が必要だということであれば、健康センターに基本的に郵送申請をしていただきたいと思います。ただ、海外渡航用について、急いでというところもあるので、そういった

方については直接窓口での即時発行にも対応していればと考えているが、基本的に国内用の場合については、まず原則的に郵送で申請をしていただきたいと考えている。問い合わせ窓口については、接種証明書関連を全部健康センターでというのなかなか負担の大きいところであるので、基本的にはワクチン接種のコールセンターに一元化していきたいと考えている。電子証明の関係でマイナンバー、暗証番号等々を忘れてしまったり、マイナンバーそのものの問い合わせについては、基本的には永山のマイナンバーカードセンターをご案内するような形を考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 これ個別のケースで実際あったことで、森合課長にはそのとき非常にお世話になったが、海外にもう既におられる人で、日本に帰ってきたいというときに、ワクチンとパスポートがなくて、こちらで家族の方に申請していただいて送っていただいたが、今後このアプリができた場合には、マイナンバーカードさえ持っていれば、このアプリ上で、海外からアプリにアクセスして電子申請というのは可能なのか。

森合特命事項担当課長 あくまでも、そういったところも含めて電子アプリということになってくるかと思うので、確実にできるかどうか再度ご確認させていただいて、後ほど報告させていただければと思う。

小林委員 この接種証明書と言った場合に、2回目のワクチン接種が終わったときに接種済み証（臨時）と書いたものを皆さんもらっていると思うが、それと本人かどうか確認できる例えば免許証といったものがあれば、その証明書がもらえるようにはなっていないのか。

森合特命事項担当課長 あくまでもワクチン接種証明書を発行する際にはVRSで連携する必要があるので、そういった環境があるところではないと発行ができないというのが1点。それから、今回新しい様式になるが、必ずしもこのワクチン証明書を申請していただく必要はないかと思っている。今でも接種後に発行する接種済み証が基本的には同じ効果を持ち、そういったもので代用は十分できると思っているので、必ずしも発行するものではないと思っている。

小林委員 先日そういうものが必要な催しがあり、その接種済み証（臨時）という

のは持っていて、それでOKだったわけであるが、ちなみにその「(臨時)」
と書いてあるのは、どういう意味で臨時なのか。

森合特命事項担当課長 臨時というのは、接種済み証の臨時ということではなく、今回臨時の予防接種という形になるので、多分そういった意味合いで記載されている内容かと思う。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。
この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

きりき委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

初めに、2番の健康センター駐車場の賃貸借事業者選定についてのところで、あらたに委員の質問に対するの答弁がある。

小柳行政管理課長 ご質問の内容とすると、例えば稲城市のように全部の公園を一括で業務委託という形で運営を委託するような場合に、今回の健康センターの駐車場の5年間という契約に影響があるのかどうかというご質問かと思う。

稲城市の場合、業務委託で駐車場の運営をお願いしていることになるが、本市で今回やる健康センターの駐車場については、行政財産の貸し付けという形で行う。

また、今既に有料化になっている多摩中央公園の駐車場などは指定管理者からの委託という形になっていたり、ベルブ永山についても指定管理者という形でやっているところである。そうした今まで既に有料化されているところと、今後例えば一体的に公園駐車場などを有料化とした場合に、それも含めて一体でやる方法もあるかと思うし、それまでに有料化されているものと切り離して、今無料でご利用いただいているところのみ委託でやっていくというやり方もあるかと思う。

その契約の仕方次第かと思うが、今回健康センターについては行政財産の貸し付けという形でやっており、機材を置いていただくと、その機材の

一定の償還というところから5年間で契約をさせていただこうと思っているので、こちらの5年間の途中で他の施設の駐車場の有料化をどのようにしていくのかという議論の中で検討することがあるとは思っている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では5番、多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会準備会の進捗状況について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会の準備会の進捗状況についてである。改めてこのケアネットワーク連絡会の意義、あるいは国が今進めている重層的支援体制整備事業との関係、また現在の準備会開催状況等についてご説明をさせていただきたいと思っている。詳細については、健幸まちづくり推進室長からご説明をさせていただく。

原島健幸まちづくり推進室長 多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会の準備会の進捗状況についてご報告する。

多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会であるが、図1をご覧ください、こちらにあるように多摩市版地域包括ケアシステムの相談支援体制を強化して誰一人取り残さない支援体制を構築することを目的に設置するものであり、現在その設置に向けた準備を進めているところである。

また、国では生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、本年4月に重層的支援体制整備事業が創設されている。

多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会は、図2にあるように、この重層的支援体制整備事業の包括的な相談支援体制に当たる。多摩市においては、令和5年度より重層的支援体制整備事業を実施するために、多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会による相談支援体制の構築のほか、図2にある参加支援、地域づくりに向けた支援についても、多摩市での実施のあり方について併せて検討を進めているところである。

続いて2番、多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会の進捗状況と今

後の予定についてご報告させていただく。こちらの多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会であるが、令和2年度、昨年度に、連絡会の設立に向けて健幸まちづくり推進本部の専門部会として準備会を設置した。こちらの準備会で連絡会全体の構成等について議論を進めている。連絡会の構成案については、図の3をご参照願う。今年度はこの図3のうちの3階層になっている2番目のエリア別情報交換会、一番下の事例検討会について、過去の相談事例等を匿名化したものを用いてモデル的に実施し、本格実施に向けた検証を現在行っているところである。

3番の今後の予定であるが、連絡会については、来年度、令和4年度より準備会から連絡会に移行させていただいて本格実施していきたいと考えている。また、令和5年度より重層的支援体制整備事業を実施するため、次期の地域福祉計画の一部として重層的支援体制整備事業実施計画を策定する予定になっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 様々な関係機関が集まってネットワークをつくるというのは非常によいと思うが、そこで決まったことを推進していく核になる組織がないと、協議はしていろいろなアイデアが出てなかなか進まないのではないかと思うが、それで、この中に高齢者に限らず子育て家庭、障がい者、ひきこもり、生活困窮者等への対応も総合的に考えていくということがあるが、そうであればそれなりの人材も必要になってくるのではないかと思うが、その辺りは今後どのように展開されていくのか。

原島健幸まちづくり推進室長 いろいろ検討したものについての推進体制をどうしていくのかという話と、人材育成について、2点ご質問いただいたかと思う。

図3をご覧いただいて、こちらの3層構造、ネットワーク連絡会の体制案にあるように、一番下の事例検討会、2番目のエリア別情報交換会、一番上が代表者会議となっている。それぞれ、事例検討会というのは、困難で複合的で複雑な事例を、関係機関が集まってその方に対する、また世帯に対する支援計画などを検討する会が事例検討会になる。エリア別情報交換会というのは、市内複数のエリア分けをして、その中の相談支援機関の専門職が集まって顔の見える関係をつくりつつ、地域資源の開発に向けた

取り組みを進めたいと考えている。

そうした取り組みの中から、将来的に市の施策としてつくっていったほうがよいようなものが出てくる。そういったところをこの代表者会議、庁内の課長級の会議を今のところ想定しているが、こちらの代表者会議の中で、将来の施策化に向けた検討などを行っていきたいと考えている。そのようなことで、実際に現場で動いていく中で課題として上がっていたものは、一番上の代表者会議の中で検討し、将来施策化に向けて検討を進めたいと考えている。

2点目の人材育成というところはまさにご指摘のとおりで、この仕組みをつくって動かしていくためには現場で働く人材の育成が非常に重要な課題だと考えているので、今庁内の関係機関で、その人材育成を含めてどのように進めていくかを検討しているところである。

小林委員

一方で、地域包括支援センターがあり、よく永山モデルと言われて、こちらも高齢者に限らず子育て家庭、障がい者、ひきこもり、生活困窮者等に対応していくのだと言われていたが、その地域包括支援センターが今後果たしていく役割と、この地域包括ケアネットワーク連絡会とはどういう関係になっていくのか。

原島健幸まちづくり推進室長 各地域包括支援センターの役割と、今後このネットワーク連絡会の中でどのような役割を担っていくかであるが、この多摩市版の地域包括ケアネットワーク連絡会については、地域包括支援センターに限らず子育て支援拠点とか児童館等様々な相談支援機関が地域にあるが、それぞれの今担っていただいている役割を大きく変えようとは考えてない。それらの機関の連携を強化していったら、より支援能力を高めていこうという思想のもとに進めるものである。地域包括支援センターの機能がどのように変わるかという、大幅に変わることは現在想定していないが、またその辺のそれぞれの現在の機能を将来的にどうしていくのか今検討を進めているところであるので、ご意見を伺いながら進めていきたいと考えている。

きりき委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

6番、多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、続いて多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、担当の松下保険年金課長からご説明をさせていただきます。

松下保険年金課長 それでは、多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、概要を説明させていただきます。

多摩市国民健康保険条例第8条の2に規定する結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項に規定する負担において医療に関する給付を受ける場合に、国民健康保険より給付される結核医療給付金の支給対象者について、患者が20歳以上の被保険者である場合は当該被保険者の住民税が課されないものであることを要件とし、患者が20歳未満の被保険者である場合は当該被保険者の属する世帯の世帯主の住民税が課税されないものであることが要件と規定されている。平成30年6月13日成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から施行されることから、多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定し、結核医療給付金の給付を受ける被保険者区分の年齢を改正するものである。

改正の内容としては、結核医療給付金の給付を受ける者の被保険者区分を「20歳以上の被保険者 当該被保険者」から「18歳以上の被保険者 当該被保険者」に、それから「20歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主」から「18歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主」に改正させていただくものである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では7番、国民健康保険及び後期高齢者医療保険における新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税・後期高

齢者医療保険料の減免状況について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 続いて国民健康保険及び後期高齢者医療保険における新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免状況について、同じく担当の松下保険年金課長からご説明をさせていただく。

松下保険年金課長 それでは、国民健康保険及び後期高齢者医療保険における新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免状況についてご説明させていただきます。

まず新型コロナウイルス感染症に関わる傷病手当金の支給であるが、こちら国民健康保険で申請が1件、支給決定が1件ということで決定をさせていただいている。

2つ目の国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免状況であるが、国民健康保険が令和2年度相当分、こちらは申請件数が1件、減免決定が1件、令和3年度分については、申請件数が115件、決定件数が88件、不承認が8件、処理中が19件となっている。10月の健康福祉常任委員会にご報告させていただいた数字より、申請件数については31件の増、決定件数については19件の増、不承認については2件の増、処理中件数については10件の増となっている。

後期高齢者医療保険料であるが、令和3年度分の申請件数が15件、決定件数が12件、処理中が3件という形になっている。前回ご報告からの増の件数であるが、申請件数が6件の増、決定件数が5件の増、処理中が1件の増という状況になっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では8番、国民健康保険税率等の見直しの検討状況について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 引き続きになるが、国民健康保険税率等の見直しの検討状況について、担当の松下保険年金課長からご説明をさせていただく。

松下保険年金課長 それでは、令和4年度の国民健康保険税率の見直しの状況についてご

説明させていただく。資料については、先日東京都から示された令和4年度の国保事業費納付金・標準保険料率仮算定結果である。

まず一番上の段である。こちら1人当たり納付金及び標準保険料率となっている。1人当たり納付金については、令和4年度仮算定が18万1,978円、令和3年度の本算定が16万4,744円、差額が1万7,234円、多摩市が対前年で10.5%、東京都については令和4年度の仮算定が19万5,612円、対前年度で8.8%の増となっている。1人当たり保険料については、令和4年度仮算定が16万4,820円、東京都が17万2,155円、多摩市の1人当たり保険料は対前年で8.7%の増、東京都では9.4%の増となっている。標準保険料率の所得割であるが、12.76%、東京都が12.54%、多摩市が対前年で7.3%の増、東京都が対前年で8.1%の増、標準保険料率の均等割については、令和4年度が7万8,461円、東京都平均が7万7,052円、多摩市が対前年で7.2%の増、東京都平均では7.8%の増となっている。

中段の国保事業費納付金及び激変緩和等であるが、激変緩和前の納付金額が46億5,804万円、東京都全体では4,451億1,593万5,000円、多摩市では対前年で5%の増、東京都では6%の増となっている。激変緩和については、今年度7,628万8,000円、対前年で4,890万5,000円の減となっている。多摩市では対前年で39.1%の減、東京都は17.1%の減となっている。都の財政支援については、令和3年度は財政支援がなかったが、4年度については392万3,000円、東京都全体では3億8,000万円の財政支援を行っている。激変緩和後の納付金額であるが、多摩市45億7,782万9,000円、東京都全体では4,428億5,630万8,000円、多摩市が対前年6.2%の増、東京都全体では6%の増となっている。賦課すべき保険料必要額であるが42億1,102万8,000円、東京都全体では3,905億7,560万円、多摩市は対前年で6%の増、東京都では7.4%の増となっている。

2ページについては、標準保険料率の詳細を記載させていただいている。

きりき委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員

法定外繰り入れがないことを前提にした仮算定の結果であるが、仮に来

年度保険料を上げないことにした場合の法定外繰り入れはおよそ幾らぐらいになるのかと、この後報告があるのかもしれないが、国民健康保険運営協議会への来年度の保険料についての諮問の内容はどうかお答え願う。

松下保険年金課長 税率改定をしなかった際の法定外繰り入れの増であるが、4%引き上げない場合は、約1億1,000万円ほど法定外繰り入れに影響が出るような状況である。それから、国民健康保険運営協議会への諮問であるが、先月の25日に、この標準保険料の仮算定結果を国民健康保険運営協議会に報告させていただき、意見交換をしていただいたという状況である。今週の16日の木曜日に正式に諮問をさせていただくことになっており、12月、1月、2月で審議をいただいて答申をまとめていただく予定になっている。諮問の内容については、これまで多摩市が進めてきた取り組み、これからの国の動きといったものを踏まえながら来年度の保険料率の見直しについてどうするか意見を求めるような形になっていて、市側からこの改定率でというような税率を示して審議していただくという形ではない。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

9番、後期高齢者医療保険料の改定について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 保険年金課最後の4点目となっているが、後期高齢者医療保険料の改定について、担当の松下保険年金課長からご説明をさせていただきます。

松下保険年金課長 それでは、後期高齢者医療保険料の改定についてご説明をさせていただきます。来年度、令和4年度・5年度が次の保険財政期間で、今年度見直しを行っている。

まず令和2年度・3年度の保険料率であるが、保険料率の均等割額が4万4,100円、所得割率が8.72%。令和2年度・3年度については217億円の特別対策を行っている。その結果、1人当たり保険料額が10万1,053円、対前期比として1.9%の増であった。令和4年度・5年度の算定案であるが、特別対策をしなかった場合、特別対策をした場合の

2つが示されている。特別対策は今回224億円を想定しており、内訳としては葬祭事業として86億円、審査支払い手数料として71億円、保険料未収金補填として62億円、所得割独自軽減5億円である。特別対策をしなかった場合、均等割額が4万9,400円、所得割率が10.44%、1人当たり保険料額が11万1,793円、対前期比として10.6%の増。特別対策をした場合には、均等割額が4万6,800円、所得割率が9.74%、1人当たり保険料額が10万6,133円、対前期として3%という形になっている。

この特別対策の費用であるが、多摩市の場合、令和2年度決算で9,932万8,000円、今年度の当初予算で1億2,820万2,000円を予算計上しており、令和4年度・5年度についてもほぼ同程度の負担が見込まれているような形になっている。今回示された算定案から年明けに最終案が示される予定になっている。最終案の増減の要因については、今後2割負担の施行に伴う影響、決算剰余金などを精査して1月下旬の後期高齢者医療広域連合の議会に上程され、審議される予定となっている。こちらの最終案が可決された場合、後期高齢者医療広域連合の規約について3月議会に上程をさせていただいて承認をいただくような形になっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

10番、多摩市再犯防止推進計画の策定について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 多摩市再犯防止推進計画の策定についてである。サイドブックス上は5点資料を上げさせていただいている。

こちらの関係については、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、これを受けて昨年度日野市、多摩市、稲城市の3市でこれについての共通理念を策定し、それに基づき今年度各市で計画をつくってきている。多摩市においてもここで計画を策定したのでご報告をさせていただくものである。説明については、福祉総務課長よりご説明をさせていただきます。

松崎福祉総務課長 計画の原案についてはお手元の資料の資料1をご確認願う。

今回この原案を策定するに当たり、9月27日から11月1日までパブリックコメントを実施させていただいた。パブリックコメントの情報集約を資料3で作成させていただいている。まずそちらの説明をさせていただく。パブリックコメントについては、10名の方から15件のご意見をいただいたところである。こちらのパブリックコメントを素案から原案に向けて反映させていただいた点をご説明する。パブリックコメント7番、8番のご意見を、主に重点課題3、非行の防止・学校と連携した就学支援等、保護者との関わりということでご意見をいただいているところである。こちらについて、実際に保護者の方やお子さん自身のほか、学校や幼稚園、保育園など、子どもに関わる機関の方からの相談も受け付けているという文面を追記させていただいている。原案に関しては、17ページの中段にある、具体的な施策、教育相談事業、教育センターの欄に追記をさせていただいたところである。

もう1点、パブリックコメントを受けて、素案から原案に向けて変更した点がある。パブリックコメント、12番、重点課題4、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等というところである。こちらに関しては、保護者の方の活動というところで実際に取り組みをされているところ、中学生はもちろん、保護者や地域住民に対してさらなる取り組みをという趣旨のご意見だったが、実際に既に中学生に向けた保護司の方の出前授業等の取り組みがあったので、そちらを加筆させていただいているところである。

加えて素案から原案に向けて修正した点については、市長の挨拶というところを確定させていただき、そして重点課題6、3市共通で行う取り組みというところが素案ではまだ検討中だったので、こちらを正式に取り組み内容として加筆させていただいたところである。

このような見直しを行って原案を作成させていただいた。今後こちらの原案をお認めいただいた際には、改めて保護司会等関係機関に周知の上、初回としては市職員の勉強会等実施して、さらなるこの計画の周知を進めていきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 資料の中で、日野・多摩・稲城 3市共通理念という資料があると思うが、その中の再犯率の資料であるが、日野市が全国平均や警視庁あるいは多摩中央警察署に比べて結構再犯率が低いというデータが出ているが、その要因について何か分析をされているのか。それとも、このくらいの違いはあるということなのか。

松崎福祉総務課長 日野市の再犯率についてであるが、多摩市でそれについての分析等そこまで詳しい内容の把握はしていないところである。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

11番、『多摩市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』他進捗状況について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 多摩市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金他進捗状況についてである。こちらについては、これまでもご報告をさせていただいてきているところであるが、しごと・くらしサポートステーションでの相談状況、住居確保給付金の申請数等々、現在の状況についてご報告をさせていただくものである。詳細については、福祉総務課長よりご説明をさせていただく。

松崎福祉総務課長 それでは、多摩市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金他進捗状況について報告させていただく。

まず項目1番、生活困窮者自立支援金の進捗状況である。まず1点新たな動きとして、(3)の経過欄の一番最後の日付のほうに加筆をさせていただいている。令和3年11月19日、申請期限を令和4年3月まで延長し、かつ再支給を可能にすることについて閣議決定されたものとなっている。こちらについて、これまで8月末までだったものがまず11月末まで延長されている。その後、こちら来年の3月末まで延長ということで制度の変更がなされているところである。また、制度の変更によって新たに申請ができる方々に関しては、個別に通知等を送って周知を図っていくところである。

あと、令和3年11月29日時点の予約等の件数であるが、現在141

件の予約を受けており、申請受理件数としては98件という状況になっている。引き続きこちらの制度を周知しながら進めていきたいと考えている。

続いて、次のページに移らせていただく。2番目のしごと・くらしサポートステーションの相談状況について、令和3年10月末時点の報告となる。(1)の新規相談受け付け数、実人数であるが、令和3年度10月末日時点で224名の相談件数となっている。相談延べ件数も10月まで、このような表の状況になっている。こちらは昨年4月から10月、今年度の4月から10月と比較する中で、数字の動きとして特徴的な点がある。生活困窮者の面接、生活困窮者の訪問というところの数字が伸びてきているような状況である。こちらに関しては、コロナ禍の長期化により生活に困り事を抱えている方が増えているというところも考えているが、令和2年7月に相談員を1名ふやしたことで、相談件数をより多く受け入れることができるようになってきているところでは、ほかの件数が減少する中で、生活困窮者の方に関する面接や訪問件数をふやすことができると見ているところである。

続いて、参考として多摩市社会福祉協議会の相談状況について、緊急小口資金・総合支援金特例給付の相談・申請者数も載せさせていただいているところである。こちら先ほど申し上げた令和3年11月19日の閣議決定によって初回貸し付けの申請受け付け期間が令和4年の3月末まで延長されているところである。こちらは小さくて読みづらいが、表の下の米印の2つ目に記載を追記させていただいているところである。

最後のページになるが、個別の新規相談件数も継続して10月までの件数を載せさせていただいているが、今年度に入り4月から平均して60～70件前後の相談を受けているようなところである。

それから(4)住居確保給付金の申請者数も、10月まで載せさせていただいているところである。4月以降平均10件以下という数字が続いているところであるが、引き続き必要な方がおられるというところで丁寧な申請受け付けを進めていきたいと思う。併せて、米印欄に記載させていただいたが、こちら令和3年11月19日の閣議決定を受けて住居確保給付金の支給終了者に対する支給申請の3か月間の延長、職業訓練受講給付

金との併給、求職用件についてハローワークに加えて地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での求職活動も可能とするという要件緩和もされているところである。こういった制度変更を周知しながら適切に支給給付業務を前に進めていきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

1 2 番、令和3年度上半期(4～9月)の生活保護の相談・申請状況等について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 令和3年度上半期(4月～9月)の生活保護の相談・申請状況等についてご報告をさせていただく。詳細については、生活福祉課長よりご説明をさせていただく。

松田生活福祉課長 生活保護の相談・申請状況等について毎回議会ごとにご報告をさせていただいているが、令和3年度の上半期の集計がまとまったのでご報告をさせていただく。左側が相談、右側が申請である。相談については延べ人数、申請については実人数となっている。

まず相談についてである。令和2年の9月は92件であるが、それ以降一旦落ち着いたが、年末年始を境に急増している。令和2年度の合計は、前年度と比較すると1.6倍の件数となっている。令和3年度も上半期時点で471件である。昨年度の上半期の494件と比較するとやや減少したものの、高止まり傾向が続いている状況である。速報値で申し上げると、10月の相談が何と103件という状況であった。11月が95件で、高止まり傾向というよりは増加に転じてしまっているような状況になってしまっている。

隣の申請についてである。令和2年の7月の21件以降高止まりの傾向であったが、令和2年度の合計にすると対前年度比で約1.3倍という状況であった。令和3年度は上半期で99件である。令和2年度の上半期の103件と比較するとほぼ同数という傾向である。これも速報値であるが、申請の10月の件数が24件、11月については34件と、これも爆発的に増加しているような状況である。

続いて2ページである。保護世帯、人員、保護率である。棒グラフの白いところが保護世帯数、オレンジが保護人員、黒い折れ線グラフが保護率となっている。保護世帯で見ると、いずれも増加傾向にあるが、保護世帯数は令和3年1月に多摩市としては初めて1,900世帯を超えてしまった。以後、高止まり傾向である。保護人員も、増加に転じたり、少し減少したりしているが、高止まりが続いている状況である。保護率についても、保護率というのは人口で保護人員を割り返したものであるが、最新だと16.79パーミル。これが26市と比較してどうなのかというのが3番であり、26市保護率比較である。多摩市でいうと、令和3年の1月で全部比べているが16.7パーミル。ちょうど26市平均が左にあるが、26市でいうと大体真ん中ぐらいである。爆発的にふえていると申し上げたが、26市で比較すると大体平均ぐらいの保護率になっているところである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

13番、令和2年度 生活保護費返還金の状況について(報告)、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 令和2年度 生活保護費返還金の状況についてご報告をさせていただく。生活福祉課長より詳細についてご説明させていただく。

松田生活福祉課長 こちらも毎年度ごとに生活保護費の返還金の状況について議会の皆様にご報告をしている。令和2年度の返還金の状況について報告をするが、平成27年次に会計検査院の検査の指摘を受け、経理担当職員1名を増員して債務者の死亡の場合の相談、相続人調査や時効管理の強化を行っている。また、法務担当の協力によってマニュアルを見直し、生活保護システムの改修などを踏まえて適切な債権管理を行っているところである。

令和2年度については、令和2年度に発生する債権もあるが、それ以前、平成6年であるから1994年からずっと債権があるわけであるが、1994年から2019年までの25年の調定ベースでの債権の金額が一番上の表のところにある3億7,100万円という数字である。令和2年度に発生した債権は、調定ベースでいくと1億500万円になっている。こ

ちらを昨年度返還してきたというところでは、2,000万円プラス4,900万円というところか。これを返還して令和2年度末の時点では3億9,100万円というような債権の状況である。昨年度以降の債権からすると2,000万円ぐらいふえてしまっているように見えるが、先ほど説明をさせていただいたように、生活保護を受けるか利用される方がふえている中では、適切な債権管理をしてきたと思っている。

2ページに返還の状況があるが、主に返還金の内容は生活保護法第63条というものと生活保護法第78条というものがある。(1)が法第63条というものであって資力があるにもかかわらず保護を受けたと、その資力が具現化されたときに立て替え払いの保護費を返してほしいという性格のものである。一番多いものが、年金の遡及受給というのが表の一番上であるが、年金受給権はあったがすぐに年金は受けられなくて生活保護を受けていて、年金が遡及して具現化したときに立て替え払いの保護費を返してほしいというものである。昨年度は87件発生して返還は71件、4,400万円発生して2,100万円返していただいているような状況である。法第63条で言うと、昨年度の調定ベースだと7,600万円ほどであったが、返還は56.9%の4,300万円を返していただいているところである。

3ページが、法第78条の不正受給である。隠れて就労していた、収入があったが報告がなかったと、その間にお支払いした保護費を返してほしいというのが法第78条である。こちら件数としては少なくとも11件であり、不正受給という性格上1.4%ぐらいしか返していただけていないが、状況としてはそういうものがあるところである。

4ページが不納欠損の状況であり、返す当てがないようなところは不納欠損としている。主には84件ある時効であるが、箱の一番下にある債務者が死亡して法定相続人から相続放棄の申し立てがあったものが12件、こちらが冒頭に言った会計検査院からの指摘で、債権者が死亡してもきちんと相続人に確認せよというご指摘であったが、こちらも強化をしているところである。

生活福祉課における対応であるが、先ほど言ったように法務担当とも連

携してマニュアルをつくって対応している。また、定期的に督促、催告なども行っている。また、債務者、保護を受けている方がほとんどであるが、保護を受けている方については、保護費の中から単身だったら5,000円程度、複数世帯だったら1万円程度を返してほしいというお願いをしているところである。(4)では、先ほど言ったように死亡債務者の相続人調査も実施している。また、居所が不明になってしまった方に対しても調査を行っている。また、生活保護システムも改修し、この債権管理をシステム化しているところである。また、適切な不納欠損、返す当てのない未済の返還金については速やかに不納欠損を行うような対応をしている。

最後に、課題であるが、そもそも返還金・戻入金が発生しないようにする取り組み、収入申告の徹底を指導している。また、一括返還が可能な債務者、特に額が大きい、先ほど言った100万円、200万円というような遡及の年金を受ける方がおられる。そういったところには早期に納付の交渉を行うことで返還を促している。また、保護費の調整によって返済が可能なものについては、その返還金に充てていく。また、主にケースワーカーによる納付指導も引き続き行って、債務者全般に督促・催告を行うことで適切な債権管理を行うように努めているところである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しらた委員 多摩市でも不正受給をしていた方がいるというニュースがあったが、6年間にわたってということであるが、そこは今どようになっているのか。

松田生活福祉課長 報道は11月26日だったか、テレビ等で暴力団員であることを隠して生活保護費をだまし取ったというような報道がされていた。こちらについては、逮捕されて現在まだ拘留されている状況である。送検されるのか、されないのかというところもあるが、いずれにしても不正受給であるので、私どもとしては、過払いになった保護費について先ほど説明した生活保護法第78条の不正受給による費用徴収という決定をこれから行うが、警察とも連携しながら、その方に返還を求めていくところである。

小林委員 利用者に返還を求めるケースの中には、利用者の責任に属さない、例えば福祉事務所のミスや何年か前にあった事務懈怠の場合があると思う。そ

ういう場合には返還を求めないとしたほうがよいと私は思うが、その点は現状どうなっているのか。そのことは多摩市福祉事務所の判断でできるのかできないのかを教えてほしい。

松田生活福祉課長 その方に罪はないのに返還金が生じてしまう場合が、例えば加算をつけ間違えてしまう、収入の認定を誤った等、可能性としてはある。そのときは、基本的に出し過ぎた保護費であることには変わらないので、返してほしいというお願いをすることになる。ただ、先ほど言ったような保護費から相殺というような徴収の仕方はしてなくて、あくまでも返してほしいというお願いをしているところである。

また、その発生してしまった債権に対して、多摩市の裁量でなかったことにできるのかというと、なかなか難しいと思っている。したがって、丁寧に説明をしながら、あなたに非はないのだが出し過ぎてしまった保護費があるのでその分は返してほしい、分割で結構であるので日々の保護費の中から返してほしいというお願いをしているのが現状である。

小林委員 国の生活保護行政全体の仕組みを変えていかないと、多摩市の福祉事務所だけの判断でできるということにはならないと思うが、本人の責任に属さないのに返還を求められるのは、利用者本人も非常に苦しいし、事務的な手間も非常にかかると思うので、私はなくす方向でいくべきだと思う。できれば多摩市の福祉事務所でもできるよう国に言うようなことがあれば、ぜひ考えてみていただければと思う。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

14番、地域活動支援センター及び就労支援センター業務委託に係るプロポーザル方式による審査結果について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 障害福祉の関係である地域活動支援センター及び就労支援センター業務委託に係るプロポーザル方式による審査結果についてご報告をさせていただきます。詳細については、障害福祉課長よりご説明させていただきます。

平松障害福祉課長 地域活動支援センター「の一ま」と就労支援センター「なちゅーる」の業務委託の契約が令和3年度末をもって契約期間終了となるので、令和

4年度からの5か年の委託事業者選定を公募型プロポーザル方式により行い、最適受託候補者を決定したので報告させていただく。

まず審査委員会の委員であるが、委員としては、会長に健康福祉部長、その他市から福祉総務課長と障害福祉課長、また学識経験者1名と民間有識者1名、計5名で審査させていただいた。

プロポーザル方式採用の理由と効果及び公募の条件としては、一つは、事業者決定過程の透明性の確保である。また、事業者から本事業の実施の方策についてプロポーザルで提案を受けることにより障がい者支援策の充実が期待できるというところで、創意工夫により実施できる事業を提案いただくこととしている。公募の条件としては、都内で障害者総合支援法に基づく事業を3年以上運営している実績があり、地域活動支援センター及び就労支援センターの両センターを一体的に運営可能なところ、また委託期間における長期にわたる受託可能な法人である。

審査結果としては、最適受託候補者が社会福祉法人正夢の会、こちらは現在運営している法人である。次席者が特定非営利活動法人わかさ福祉会となった。

選定経過であるが、まず令和3年7月に第1回審査委員会の開催を行った。こちらは書面で事業者の候補選定に係る基本方針の確認等を行っている。

その後、8月3日には指名業者選定委員会にプロポーザル方式の採用について承認を受け、8月5日から公募開始となっている。申し込みに関しては3事業者あり、それぞれ審査を行ったところである。

10月7日に第2回の審査委員会を開催しており、こちらは書類審査で、提案書類の審査等を行い、3事業所とも通過を決定した。10月27日には3事業者からプレゼンテーションを受け、また、ヒアリング結果に基づき審査を行い、最適受託候補者と次席者を決定したという形である。

11月16日には、この結果について指名業者選定委員会に報告をしている。今後の予定としては、もう既に審査結果については事業者に通知していて、1月に候補者の公表をたま広報及び市公式ホームページで行う。

また、4月1日からが委託期間ということで契約締結を行っていくとい

う形になる。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

15番、多摩市ひまわり教室運営業務委託に係るプロポーザル方式による審査結果について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 こちらも障害福祉課の関係であるが、発達支援室の事業である。多摩市ひまわり教室運営業務委託に係るプロポーザル方式による審査結果について、発達支援担当課長よりご説明をさせていただく。

田島発達支援担当課長 では、ひまわり教室運営業務委託に関わるプロポーザル方式に関する審査結果について報告をさせていただく。こちら令和3年度末をもって現在の委託事業者の契約期間が終了となることから、令和4年度から5年間の委託事業者選定を公募型プロポーザル方式により行い、最適受託候補者を次のとおり決定した。

審査委員に関しては、記載している7名の委員で行った。

また、3番のプロポーザル方式採用の理由としては、利用児童やその保護者に対し質の高い支援を提供していく必要があること、価格競争ではない視点で、限られた事業経費の範囲の中で、市が規定する委託業務内容を基本とする利用児童へのよりよい療育支援を考える事業者を選定する必要があるということで行った。公募条件としては、児童福祉法第6条の2第2項に規定される児童発達支援事業の運営実績を有する法人であること、また、この法人が過去東京都から行政処分を一度も受けていないこととした。

審査結果であるが、最適受託候補者は社会福祉法人正夢の会で、現在ひまわり教室を運営している事業者となる。

選定経過に関しては、8月20日から公募を開始した。9月15日に一次審査を書類で行ったが、応募事業者は1事業者となった。10月21日に二次審査、プレゼンテーション、ヒアリング等を行い決定したところである。今後の予定としては、1月20日のたま広報及び多摩市公式ホームページで候補者を公表する。4月1日から5年間で契約締結を結ぶ予定で

いる。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

あらたに委員 ひまわり教室はある意味不登校対策と非常に密接というか今後大事な視点かと思っているが、今教育委員会側でその不登校のことをいろいろやっていると思うが、今回最適受託候補者となった事業者は、それにどういった形で関与していくのか。これから市が行う不登校対策について、この業者の関わりが出てくるのか出てこないのか教えていただけるか。

田島発達支援担当課長 不登校対策に関して直接的にこの事業者が何か関わるようなことは現在考えていないが、やはりつながるものということで小さい頃からそのお子さんに合わせた支援や療育対応が必要になってくるので、就学をするときにはしっかりとどのようなお子さんであるか、あと不登校や不適應にならないように就学先にしっかりつなげるというところでは、発達支援室や教育センターとともに各学校にも情報を伝えていくような役割を担っていただく予定でいる。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 2時05分 終了

午後 2時05分 再開

きりき委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後 2時05分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長

きりき 優